

求職者等に対するセクシャルハラスメント防止に関する基本方針

1. はじめに

株式会社長野県A・コープは、人権基本方針の定めのとおり、すべての働く人々および労働市場におけるすべての関係者の尊厳と人権を尊重します。法律（男女雇用機会均等法等）の改正にともない、令和8年10月より、「求職者等に対するセクシャルハラスメント防止措置」が企業に義務化され、当社における採用活動、インターンシップ、およびOB・OG訪問等において、求職者の皆様に対するいかなる形態のセクシャルハラスメント（以下、求職者等セクハラ）も一切容認いたしません。

なお、採用面接を行う面接官、店長だけでなく、店舗や事業所または本社で求職者と接する「全ての従業員」が本基本方針を遵守し、厳正な態度で採用活動を実施いたします。

2. 求職者等セクハラの定義

求職者等セクハラとは、当社の採用選考や説明会、およびインターンシップ等において当社の役員、従業員その他関係者が行う性的な言動、性的な関心・関係を求めること等により、求職者等に不快感を与えたり、就業（採用）環境を害することをいいます。

3. 採用関係者が遵守すべき「行動規範」

（1）禁止する4つの「性的な言動」

禁止言動	主な内容	具体例
私的な誘い	①接触選考中・選考後を問わず、私的な食事、飲み会、デートに誘うこと ②握手、肩を叩くなど、業務上必要のない身体的接触を行うこと	採用の裁量を盾にした「関係の強要」 求職者の「内定が欲しい」という弱い立場につけ込み、不当な要求を行う行為
不適切な質問（プライバシーの侵害）	①交際相手の有無、結婚・出産の予定、性的な価値観を尋ねること。 ②「異性にモテそうだね」「恋人はいるの？」等の発言	面接での「不適切な質問・発言」 業務の適性や能力に関係のない、性的なプライバシーに踏み込む質問
容姿や身体に関する言及	①服装、髪型、体型、顔立ちを品定めしたり、評価に反映させること ②（褒める意図であっても）「スタイルが良い」「可愛い」等の発言	容姿や身体に関する「品定め・発言」 性的な視点で求職者を観察したり、言葉に出して評価する行為
私的連絡先の交換	①業務外の連絡、個人の	業務外の「執拗な私的アプローチ」

	LINE、個人の SNS アカ ウントの交換 ②会社の公式ルート（採用 管理システムや社用メー ル）以外の直接連絡	公式の採用ルートを外れ、個人の領域 に踏み込む行為
--	---	------------------------------

（２）規律ある選考環境のルール

- ①面談・面接は本社・各店舗の会議室またはオープンスペースで行い、密室（個室居酒屋、カラオケ、ホテルラウンジ、自宅など）での実施を厳禁と致します。
- ②面談・面接および連絡は原則として「平日 9:00～20:00」の間とし、深夜・休日の対応は禁止と致します。
- ③WEB 面接で録画する場合は必ず事前に本人の同意を得ます。背景はバーチャル背景等に統一し、自室の映り込みを防ぎます。

4. 面接官（行為者）の範囲

- ・直接の面接官・選考官
人事・採用担当者
店舗の店長、副店長、時間帯責任者（店舗で面接を行う者）
営業課長、営業部長、役員など
- ・リクルーター・OB/OG
就職相談や店舗見学の案内を担当する若手社員・先輩社員

5. 相談窓口の設置とプライバシー保護

万が一、当社の採用活動において不適切な言動を受けたり、不安に感じたりした場合は、速やかに下記窓口へご相談ください。相談を受けた内容は迅速かつ正確に確認します。事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置、行為者に対する処分及び再発防止策を講じる等適切に対処します。

相談窓口：株式会社長野県 A ・コープ コンプライアンス室

ハラスメント相談窓口連絡先：

メール：email@nagano-acoop.co.jp （24 時間受付）

TEL: 026-284-6310 （受付時間 月～金 8：30～17：30）

ご相談いただいた内容およびプライバシーは厳重に保護します。また、相談を理由に採用選考において不利益な取扱いをすることは絶対にありません。

令和 8 年 1 0 月 1 日

株式会社長野県 A ・コープ

代表取締役社長 山崎 進